

平成30年9月市議会総務委員会資料

第85号議案

長崎市議会議員及び長崎市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

目次

- 1 改正の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ
- 2 条例に規定する選挙公営について・・・・・・・・・・ 2
- 3 新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3～4

選挙管理委員会

平成30年9月

1 改正の概要

(1) 改正理由

公職選挙法の一部改正に伴い、都道府県及び市議会議員の選挙において、地方公共団体の長の選挙と同様に、候補者が選挙運動のためのビラの頒布ができることとされた。

また、頒布可能となったビラについては、地方公共団体の長の選挙と同様に、その作成に係る経費についても、公費負担としようとするもの。

公職選挙法によるビラ頒布の内容

対象	ビラ頒布の上限枚数	公営について
ア 都道府県議会	候補者1人について、2種類以内のビラで右の枚数を上限とする。	条例で定めるところにより、ビラの作成について公費負担とすることができる。
イ 指定都市議会	16,000枚	
ウ 指定都市以外の市議会	8,000枚	
エ 町村議会	4,000枚	
頒布解禁を行わない。		

(2) 改正内容（第7条関係）

ビラの作成の公営について、長崎市長の選挙における候補者に限るとしていた規定を削除し、長崎市議会議員及び長崎市長の選挙における候補者について、限度額の範囲内で無料とすることができる規定とするもの。

(3) 施行期日等

ア 施行日 平成31年3月1日

イ 経過措置

施行日以降その期日を告示される長崎市議会議員の選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された長崎市議会議員の選挙については、なお従前の例による。

(4) ビラの公費負担の限度額（第10条関係）

長崎市議会議員の選挙の候補者にかかるビラの作成の公営

限度額単価7.51円 × 頒布上限枚数4,000枚 = 1人当たり30,040円

2 条例に規定する選挙公営について

区分	公費負担の対象		公費負担の限度額
選挙運動用自動車 第4条関係	一般運送契約 (ハイヤー等)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額(同一の日については、1台に限る。)	各日について、 64,500円
※一般運送契約またはその他の契約のいずれかを選択	その他の契約 (一般運送契約以外、レンタル等)	自動車借入契約	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額(同一の日については、1台に限る。)
		燃料供給の契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金
		運転手の雇用契約	選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計金額(同一の日について1人に限る。)
ビラ(新規) 第10条関係	当該候補者を通じて、作成単価(単価の限度額以内)に作成枚数(市長16,000枚以内、市議会議員4,000枚以内)を乗じた金額 単価の限度額 7.51円		
ポスター 第13条関係	当該候補者を通じて、作成単価(単価の限度額以内)に作成枚数(ポスター掲示場の数以内)を乗じた金額 単価の限度額(円) = $\{27.50 \times (N - 500) + 573,030\} / N$ N: ポスター掲示場の数		

上記については、供託物が没収されない候補者に限り、条例で定められた限度額内で、その経費の一部が公費で負担されます。

※下線部分は、今回改正部分。

3 新旧対照表

(下線は改正部分)

現行	改正後 (案)
<p>第1条 (略)</p> <p>(自動車の使用の公営)</p> <p>第2条 長崎市議会議員及び長崎市長の選挙における候補者(以下「候補者」という。)は、第6条に定める額の範囲内で、自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により市に帰属することとならない場合に限る。</p> <p>第3条～第6条 (略)</p> <p>(ビラの作成の公営)</p> <p>第7条 候補者(長崎市長の選挙における候補者に限る。<u>第9条及び第10条において同じ。</u>)は、第10条に定める額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(ビラの作成の公費の支払)</p> <p>第9条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定めるビラの枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したもの</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(自動車の使用の公営)</p> <p>第2条 長崎市議会議員及び長崎市長の選挙における候補者(以下「候補者」という。)は、第6条に定める額の範囲内で、自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により市に帰属することとならない場合に限る。</p> <p>第3条～第6条 (略)</p> <p>(ビラの作成の公営)</p> <p>第7条 候補者は、第10条に定める額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(ビラの作成の公費の支払)</p> <p>第9条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定めるビラの枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したもの</p>

現行	改正後（案）
<p>に限る。) を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(ビラの作成の公費負担の限度額)</p> <p>第10条 第7条の規定によりビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、7円51銭にビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定めるビラの枚数を超える場合には、同号に定めるビラの枚数）を乗じて得た金額とする。</p> <p>第11条～第15条（略）</p>	<p>に限る。) を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(ビラの作成の公費負担の限度額)</p> <p>第10条 第7条の規定によりビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、7円51銭にビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定めるビラの枚数を超える場合には、同号に定めるビラの枚数）を乗じて得た金額とする。</p> <p>第11条～第15条（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、平成31年3月1日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>改正後の長崎市議会議員及び長崎市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される長崎市議会議員の選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された長崎市議会議員の選挙については、なお従前の例による。</u></p>